

令和7年第4回福祉文教常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和7年7月24日（木曜日）			開会	9:52	会議場所		別海町議会 委員会室2・3	
				閉会	10:45				
委員の出欠	2 番	吉田 和行	出席	4 番	伊勢 徹	出席	5 番	貞宗 拓雄	欠席
	7 番	横田 保江	出席	8 番	田村 秀男	出席	10 番	外山 浩司	出席
	13 番	中村 忠士	出席						
出席説明員	福祉部	福祉部長		福祉部次長		介護支援課長		老人保健施設すこやか事務長	
		宮本 栄一	出席	石戸谷友絵	出席	高橋 勇樹	出席	渡辺 久利	出席
		福祉課主幹		福祉課主幹		介護支援課主査		介護支援課主査	
		澤田 憲一	出席	松本 静香	欠席	天神 幸子	欠席	山崎 さおり	出席
		居宅介護支援事業所長		地域包括支援センター長		老人保健施設すこやか主幹		老人保健施設すこやか主幹	
		大道 詳子	欠席	井川 仁	欠席	高橋 知美	欠席	門間 さおり	欠席
		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		訪問看護ステーションやまびこ所長	
	保健生活部	信免 明花	欠席	佐藤 裕美	欠席	加藤 真未	欠席	堀 留美	欠席
		保健生活部長		保健生活部次長		保健生活部次長		生活環境課長	
		小川 信明	出席	谷村 将志	出席	千葉 宏	欠席	上田 健一	出席
		母子健康センター長		町民課主幹		町民課主査		町民課主査	
		根本 博美	欠席	平下 奈津子	欠席	永田 恵一	欠席	加藤 美和	欠席
		生活環境課主幹		生活環境課主査		生活環境課主査		保健課主幹	
		佐藤 政士	出席	小野 絵里	欠席	中川 雅章	欠席	畠澤 みどり	欠席
教育委員会	保健課主幹		保健課主査		保健課主査		母子健康センター主幹		
	教育委員会	佐伯 祐司	欠席	岩光 理代子	欠席	対馬 恵子	欠席	高橋 美香	欠席
		母子健康センター主査		母子健康センター主査		こども家庭センター総括支援員		こども家庭センター主査	
		渡辺 久恵	欠席	佐藤 瞳美	欠席	能登 麻奈美	欠席	高橋 典子	欠席
		こども家庭センター主査		こども家庭センター主査					
		佐藤 佐智子	欠席	林 美紀子	欠席				
		教育部長		指導主幹		指導主幹		教育部次長	
出席説明員	教育委員会	干場 みゆき	欠席	稻村 和典	欠席	野口 泰秀	欠席	角川 具哉	欠席
		教育部次長		生涯学習センター長		指導参事		生涯学習課長	
		田畠 直樹	欠席	福原 義人	欠席	瀬川 航平	欠席	立澤 雅彦	欠席
		西公民館長		東公民館長		図書館長		学務課主幹	
		竹中 利哉	欠席	門間 勝司	欠席	堺 啓	欠席	高津 寛人	欠席
		学務課主幹		学務課主幹		学校教育課主査		学校教育課主査	
		武田 文吉	欠席	伊井 崇史	欠席	戸野 晶雄	欠席	真籠 美香	欠席
出席説明員	教育委員会	生涯学習課主幹		生涯学習課主査		給食センター主査		中央公民館副館長	
		恒川 敦史	欠席	松本 芳樹	欠席	大森 晴海	欠席	今野 学	欠席
		西公民館副館長		東公民館副館長		図書館主査		郷土資料館副館長	
		竹本 誠	欠席	福原 仁史	欠席	吉田 美奈子	欠席	石渡 一人	欠席
		郷土資料館主幹							
		戸田 博史	欠席						
		別海病院		事務長		事務課長		事務課主幹	
		三戸 俊人	欠席	樋木 直人	欠席	大森 圭介	欠席	奈良 司	欠席
委員外の出席	議長	西原 浩						合計	1名
事務局職員	主幹	木幡 友哉						合計	1名
傍聴者数	議員	0名		報道関係者		0名		合計	0名

会議に付した事件及び会議結果など	
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 9 番 外山	<p>9:52 開会、出席委員 6 名、欠席委員 1 名、委員外 1 名、会期 1 日。</p> <p>福祉部・保健生活部所管事務調査 議事 1 所管事務調査について (1)地域住民の広域生活交通路線の確保について</p>
福祉部長 宮本	・本日の福祉部・保健生活部合同所管事務調査は、地域住民の広域生活交通路線の確保について、別海町の外出サービス内容を各所管から資料に基づき説明する。
福祉課主幹 澤田	・別海町の外出サービスについて説明する。高齢者及び障がい者バス・ハイヤー共通利用券は、70 歳以上の高齢者と障害者を対象に年間 2 万円の利用券を交付する事業である。対象者は別海町に住む 70 歳以上の高齢者及び各種障害者手帳の交付を受けている方。第 1 種障害者手帳所有者や 7 歳以上 22 歳未満の障害児には介護者分も交付する。運行区間はバスが根室釧路管内各路線、ハイヤーは別海町・中標津町全域である。今年度から追加交付制度を導入し、1 月末までに 2 万円全額使用した場合、さらに 2 万円分を追加交付するため最大 4 万円分利用可能である。
介護支援課主査 山崎	・外出支援サービスは、車椅子やストレッチャーを使用しなければ移動困難な高齢者等を、移送用車両により居宅と町内の介護サービス事業者・医療機関等まで移送する。対象者は老衰・心身の障害・傷病などにより車椅子やストレッチャーを利用しなければ移動困難な高齢者または重度身体障がい者で、一般交通機関の利用が困難な方である。 福祉有償運送は、タクシーなどの公共交通機関で要介護者や身体障害者に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、NPO や社会福祉法人が主体となり移動支援を行う。対象者は他人の介助によらず移動が困難で、単独では公共交通機関を利用困難な身体障害者・精神障害者・知的障害者・要介護者・要支援者等とその付添人である。
生活環境課主幹 佐藤	・地域生活バスは、町営簡易軌道・国鉄・民営バス路線の廃止に伴い、町民の通学・通院・買物等に必要不可欠な交通手段確保のため、上風連・上春別・西春別・尾岱沼線の 4 路線を祝日・年末年始を除く月曜から土曜で運行している。利用者制限はなく、運賃は 70 歳以上の町民・町内医療機関通院者・各種手帳交付者は無料、小学生は半額、小学生未満は無料である。 通院等乗合ハイヤーは、平成 29 年から路線バス未運行地区に居住する 65 歳以上の方及び障害者手帳等交付者で、通院や買物の際に家族等の送迎支援を受けにくい方を対象に運行している。路線バス未運行の市街地及び運行路線から 500 メートル以上離れ、福祉有償運送・外出支援サービスを利用できず、乗降・乗車中に支援が不要な方が条件である。運行区域は自宅から町立病院または交流館ぶらとで、月曜から金曜の町指定曜日に月 2~3 回、隔週で 5 コースを運行している。
委員長 9 番 外山	・5 つのサービスについて説明があった。地域生活バスについては定例会で伊勢議員から一般質問があり、バス・ハイヤー券は今年度から 2 万円の追加交付で最大 4 万円となった。
委員 8 番 田村	・地域生活バス、通院等乗合ハイヤー、バス・ハイヤー共通利用券の 1 日当たりの利用人数はどの程度か。
福祉課主幹 澤田	・バス・ハイヤー共通利用券は月まとめで請求が来るので、1 日当たりの人数は把握していない。月単位で何円使用したかは把握しているが、利用頻度に個人差があるため 1 日平均の重要性は低いと考えている。
生活環境課主幹 佐藤	・地域生活バスは令和 6 年度で全体 2 万 2,291 人、1 日平均 9.3 人である。

	<p>通院等乗合ハイヤーは令和6年度で33回運行、往復66回で194人利用、1日平均3人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・ハイヤー共通利用券で1日平均人数を出さない理由は何か。 <p>また、地域生活バス、通院等乗合ハイヤーの1日平均9.3人や3人という数値は、制度設計上の目標に対してどの程度の達成度か。</p>
委員 8番 田村	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・ハイヤー共通利用券は月単位請求で、利用しない人もいれば1回で100枚以上使う人もいるため、1日平均の数字は重要視していない。
福祉課主幹 澤田	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を運用する上で、利用者推移を検証しながら進めなければ意味がない。数値に問題がないか研究し、町民の足の確保として十分な制度設計となるよう目標設定すべきである。
委員 8番 田村	<ul style="list-style-type: none"> ・誰がどの月に何枚使ったかは統計として把握しており、地域格差解消のため中標津のハイヤー会社利用を可能にし、福祉有償運送でも利用できるよう毎年工夫を重ねている。
福祉課主幹 澤田	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活バスの制度設計時の目標値は現在把握していないため、後日回答する。もともと国鉄・民営バスの代替路線のため、人口減に伴い利用者は減少傾向にあると考える。
生活環境課長 上田	<p>通院等乗合ハイヤーの目標値も確認する。</p>
委員 4番 伊勢	<ul style="list-style-type: none"> ・尾岱沼地区でライドシェアについて国土交通省・ハイヤー会社と話が進んでいるが、福祉部・保健生活部では把握しているか。 <p>地域生活バス・通院等乗合ハイヤーについて、尾岱沼エリアではハイヤー自体が不足しており、バス・ハイヤー共通利用券の申請方法が分からぬといいう方もいる。500メートル以上という制度設計が現在の高齢化にマッチしていない。制度設計を現代に合わせて見直し、ライドシェアと連動した取組は検討しているか。</p>
生活環境課長 上田	<ul style="list-style-type: none"> ・尾岱沼地区のライドシェアについて相談は受けているが、詳細を話せる段階ではない。
保健生活部長 小川	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のハイヤー会社は1社で稼働台数3台という状況で、乗合ハイヤーや有償サービスでは町民全体でハイヤーの取り合いとなり制度的に無理があることは理解している。 <p>ライドシェアによる解消手段については、日本版ライドシェア（ハイヤー会社主体）の可能性を今後検討する必要がある。現行制度は資料の左側の制度が使えない方という条件付きで使いやすい制度になつていないと感じている。ハイヤー3台の制約下での制度設計改良には限界があるが、公共交通政策確保について当委員会で継続的に説明したい。</p>
委員 4番 伊勢	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省・ハイヤー会社・尾岱沼有志で話し合いが進んでおり、運転手登録希望者や利用希望者のアンケートも集めている。町も話し合いに参加してもらえるか。
生活環境課長 上田	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、陸運局・尾岱沼実施希望者・ハイヤー会社との打合せに町も参加した。今後も同メンバーで事業実施方法・エリア等について町も参加して打合せする予定である。
委員 13番 中村	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報の特集記事は大変良い企画である。バス・ハイヤー共通利用券で使いづらい部分を通院等乗合ハイヤーが、さらにその網の目を外出支援サービス・福祉有償運送が補う形で全体を網羅しようとする姿勢が伝わる。 <p>外出支援サービス・福祉有償運送の利用状況はどうか。外出支援サービスは買物・私用に使えないが、福祉有償運送は使えるのか。両事業のサービス提供主体はどこか。</p>
介護支援課長 高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービスは令和6年度で登録者50名、利用者数119名、利用回数264回である。福祉有償運送は令和6年度で登録者73名、利用回数1,101回である。 <p>外出支援サービスは車椅子またはストレッチャーでなければ移動できない方を医療機関等へ移送することが目的で、通常の車に乗れる方は該当しない。福祉有償運送は身体障害者・精神障害者・知的障害者・要介護認定・要支援者等が利用でき、買物等にも利用できる。介護保険報酬が発生する場合と発</p>

	<p>生しない場合がある。</p> <p>外出支援サービスは町が行い、社会福祉協議会に委託している。福祉有償運送は町内 3 事業者（社会福祉協議会・JA 道東あさひ・JA 中春別）が対応し、福祉有償運送協議会で事業者の適正性を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的な利用状況はどうか。
委員 13 番 中村 介護支援課長 高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービスは地域別を出していないため、次回以降検討する。福祉有償運送は社会福祉協議会（別海地区）が登録 23 名で 688 回、JA 中春別（中春別、尾岱沼地区）が登録 22 名で 57 回、JA 道東あさひ（西春別地区）が登録 28 名で 356 回となっており、別海市街と西春別駅前地区的利用が多い。
委員 13 番 中村 介護支援課長 高橋	<ul style="list-style-type: none"> ・2 事業は通院等乗合ハイヤーやバス・ハイヤー共通利用券で利用しきれない困っている人を何とかしたいという位置づけか。 ・第 9 期介護保険事業計画で高齢者の足を重点事項として進める中、各部と協議してこの広報資料を作成した。足の確保に関する情報が広報・ホームページに載っていないという意見を受けて整理した。広報掲載後の反応は 1~2 件程度で、どうアプローチすべきか検討中である。外出支援サービス・福祉有償運送は要介護認定・障害者の足の確保が主体で、バス・ハイヤー共通利用券・乗合ハイヤーは高齢・障害があっても自身で動ける方が中心と考える。
委員 13 番 中村 生活環境課主幹 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合ハイヤーの「概ね 500 メートル離れたところ」について、450 メートルや 400 メートルでは対象外となり、足が悪く杖について凸凹道を歩く人もはじかれるという声が多い。この制度設計の見直しはどう考えるか。 ・乗合ハイヤーの利用人数を増やすため、点数制での審査ルールを見直し、より多くの人が利用できるよう考えたい。
委員 2 番 吉田 生活環境課主幹 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・500 メートルを外すことはできないのか。当初からこの 500 メートルにした理由は何か。 ・確認してから回答する。
委員 2 番 吉田 生活環境課長 上田	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等乗合ハイヤーは他制度から漏れた方の利用を目的としているなら、500 メートル制限は不要ではないか。別海町農村地区は舗装されておらず、500 メートル以内でも砂利道で凸凹した道に面した場所に住む方もいる。冬場の問題も含めて 500 メートルの距離制限を検討してほしい。 ・指摘のとおりと思うので、それも含めて検討したい。
委員長 9 番 外山	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地帯をなくすため検討が進んでいる。広報資料は有効で、制度の周知や手続の分かりやすさが重要である。 <p>以上で本日の調査を終了する。</p>
	10:45 閉会